

# 第1章 通常使用権の許諾制限の撤廃

## 1. 改正の必要性

### (1) 従来 of 制度

#### ① 商標法第4条第1項第6号及び同条第2項の趣旨

商標法第4条第1項第6号は、「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標」については、商標登録を受けることができないと規定している。これは、国や大学等といった公益団体等の著名な標章を本人以外の一私人に独占させることは、その権威を尊重することや国際信義の上から好ましくないという理由から設けられたものである。他方、同号に該当する商標（以下「公益著名商標」という。）であっても、公益団体等自身が出願するときは、上記理由が妥当しないことから、商標登録を受けることができる（同条第2項）。

#### ② 商標法第31条第1項ただし書の趣旨

上記と同様に、公益団体等の権威を尊重する等の観点から、商標法第31条第1項ただし書により、同法第4条第2項に規定する公益著名商標の出願に係る商標権については、これを商標権者以外の者が使用するための権利の一つである通常使用権の許諾が禁じられている。

### (2) 改正の必要性

近年、特に地方公共団体や大学等において、自らの公益著名商標についてライセンスを行った上で第三者に製品の製造やサービスの提供等を行わ

せることにより、知名度の向上、地元製品の販売促進、産学連携から生じた研究成果の活用等を行いたいとのニーズがある。

### (3) 改正の方向性

以上の現状を踏まえて、通常使用権の許諾制限の撤廃について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において検討した結果、下記理由から、許諾制限を撤廃しても立法趣旨との関係で齟齬は生じず、むしろ登録商標の活用の幅が広がり有益であるとの結論に至った。

- ① 公益著名商標の商標権者自身が第三者への通常使用権の許諾を行うことから、自身の権威を低下させるおそれは僅少であること。
- ② 通常使用権の許諾であれば、商標権者自身の使用も制限されないこと。
- ③ 通常使用権者により公益著名商標が適切に使用されない場合、不正使用取消審判（商標法第53条第1項）により商標登録が取り消されることから、需要者保護という観点からも支障が生じるおそれが少ないこと。

## 2. 改正の概要

上記の実情を踏まえ、商標法第31条第1項ただし書を削除し、公益著名商標に係る通常使用権の許諾制限を撤廃することとした。

## 3. 改正条文の解説

### ◆商標法第31条

(通常使用権)

第三十一条 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許

諾することができる。

2～6 (略)

従前は、公益著名商標については、本人の使用を前提としているため、他人に通常使用権の許諾をしても商標法上の効力は発生しなかった。今回の改正により、公益団体等は、公益著名商標に係る商標権について、他人に通常使用権を許諾することができることとした。